

## ドイツ

### 1 現行制度

#### イ 根拠規定

##### 労働協約法（1949年）

（「最低労働条件の法的定義に関する法律（1952年）」によって、法的拘束力（民事的効力）のある賃金等の最低労働条件を決定することができるが、かつて一度も発動されていない。）

#### ロ 設定方式及び決定方式

##### ・ 労働協約の一般的拘束力

労働協約法により、連邦労働社会大臣は、次の①及び②の場合には、労働協約当事者的一方の申請に基づき、使用者と労働者の最上級組織の各側3人ずつからなる委員会の了解を得て、労働協約について一般的拘束力を宣言することができる。

① 当該労働協約の適用を受ける使用者が、労働協約の適用範囲内の労働者の100分の50以上の労働者を雇用し、

② 一般的拘束力宣言が公共の利益に合致すると認められる場合

一般的拘束力宣言があった場合、当労働協約が予定する地域（賃金協約でいうと、通常は州単位。建設業は全国規模）及び産業に従事する労働者すべてにこの基準が及ぶこととなる。

賃金協約の適用労働者数は2040万人（一般的拘束力宣言により適用を受けることとなった労働者は60万人）（2000年）

### 2 最近の状況

- ・ 食品・レストラン労働組合は、現在の賃金決定制度は、もはや増加しつつあるドイツの低賃金セクターの出現を防ぎきれないと主張し、法定最低賃金の導入を要求した。他の労働組合は、法定最低賃金の導入に対して懐疑的。連邦政府は今のところ、この提案を政策目標としていない。
- ・ 一方、国際競争の激化と長引く失業を考慮して、多くの経営者、経済学者、政治家、メディアが、より賃金格差をつけ、雇用を確保するために、全産業の労働協約上の最低賃金の下限を引き下げるなどの賃金決定制度改革を要求した。
- ・ また、経営者団体を脱退し、特別な協約を労働者と締結することで団体交渉制度から抜ける傾向が企業の間に増えつつある。

### 3 ILO条約批准状況

第26号条約…1929年5月30日批准

第131号条約…批准せず

## 諸外国の最低賃金制度について

	日本		アメリカ		イギリス	フランス		ドイツ	
			連邦最低賃金	州別最低賃金		SMIC	労働協約拡張方式		
根拠規定	最低賃金法（1959）		公正労働基準法（1938）	各州法	最低賃金法（1998）	労働法典（1950改正）	労働法典	労働協約法（1949）	
設定方式及び決定方式	審議会方式 地域別 産業別		労働協約拡張方式 州際通商等適用産業につき一律最低賃金法定方式	州内一律最低賃金法定方式 審議会方式、両方式の併用等	全国一律最低賃金審議会方式	全国一律最低賃金審議会方式	業種別労働協約拡張方式	地域・業種別最低賃金労働協約拡張方式	
最低賃金額	665 円／時間 (加重平均) (2004)	756 円／時間 (加重平均) (2003)	868 円／時間 (加重平均) (2003)	5.15 \$ / 時間 (1997.9) [579 円]	2.00 \$ / 時間 [225 円] ~ 8.50 \$ / 時間 [956 円]	4.85 € / 時間 (2004. 10) [975 円]	7.61 ユーロ / 時間 (2004. 7) [1,027 円]	・業種レベルでの賃金交渉を年1回行うことが義務 ・各労働協約による	
改定	中賃で目安を示し、地賃で審議のうえ決定	労使の申出に基づき必要と認められた場合に、審議のうえ決定	労働協約の締結当事者による申請を契機として決定	最低賃金改定案を連邦議会、大統領が承認	連邦最低賃金額の改定に合わせる、消費者物価指数などで改定する等	主管大臣から諮詢を受けた低賃金委員会の勧告を受け、決定	毎年7月1日に改定。その他、物価スライド制により随時改定。 ・SMICを下回っている場合、次期協約改定時にSMICを上回るよう修正。		
減額措置又は適用除外	○適用除外 ・精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 ・試の使用期間中の者 ・職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ・所定労働時間の特に短い者 ・軽易な業務に従事する者 ・断続的労働に従事する者			○減額措置 ・20歳未満の労働者 ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生プログラム ○適用除外 ・管理職、専門職等 ・小規模従事者 等	○適用除外 州によっては、小規模の小売業・サービス業等 ○適用除外 ・管理職、専門職等 ・小規模従事者 等	○減額措置 16~21歳 ○適用除外 ・自営業者 ・徒弟労働者、学生の一部 ・軍人、漁師の一部、ボランティア、囚人	○減額措置 18歳未満 ・身体障害者、傷痍軍人 ・見習訓練生、研修生等 ○適用除外 ・巡回セールスマン ・労働契約を結んでいない企業の幹部指導者		
表示単位	時間額	時間額、日額	時間額、日額	時間額	時間額	時間額	時間額		
最低賃金に含まれない賃金	・臨時に支払われる賃金 ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金 ・時間外手当、休日手当、深夜割増手当 ・精勤手当、通勤手当、家族手当 等			・現物給付 ・使用者からの贈与や裁量的なボーナス 等		・超過勤務に伴う手当の増額分 ・勤務時間変更手当 ・休日勤務に伴う手当の増額分 等		・時間外手当 ・夜間及び日曜勤務手当 ・勤続手当、皆勤手当 ・特別手当 等	
罰則等	20,000 円以下の罰金			10,000 \$ 以下罰金若しくは6ヶ月以下禁固刑又はその両方1,000 \$ 以下の行政上の罰戻金	州法により異なる。	5,000 € の罰金	労働者 1 人につき 1,500 ユーロの罰金	労働者 1 人につき 違警罪の罰金	
ILO条約批准状況	第 26 号条約（1971 批准） 第 131 号条約（1971 批准）			第 26 号条約、第 131 号条約ともに批准せず。		第 26 号条約、第 131 号条約ともに批准せず。	第 26 号条約（1930 批准） 第 131 号条約（1972 批准）	第 26 号条約（1929 批准）、第 131 号条約は批准せず。	

## 諸外国の改定方式

国名、導入された年	スライド又は改定手続き
ベルギー（1975）	R MMMG（最低賃金月額）は部門ごとに物価スライドする。R MMMGは通常2年に一度の中央協定が再交渉される際にも上昇する。
カナダ（女性：1918—1930、男性：1930s-1950s）	一般的な物価や賃金インフレによる自動改定はない。
チェコ共和国（1991）	一般的な物価や賃金インフレによる自動改定はない。
フランス(1950; 現在の形になったのは1970)	S M I Cは（2%以上の上昇により）物価スライドし、労働者の時間給の上昇率の少なくとも2分の1以上上昇しなければならない。S M I Cは法令によりここで定められた以上に上昇させることができる。
ギリシャ(1953; 現在の形になったのは1990)	自動改定はないが、最低賃金は年に2回から3回調整される。
ハンガリー（1977；現在の形になったのは1992）	自動改定はないが、通常毎年三者構成の調停会議の合意により改定される。
日本(1959；現在の形になったのは1968)	地方最低賃金審議会の答申により賃金や生計費の上昇を考慮しつつ、毎年改定される。
韓国（1988；現在の形になったのは1990）	自動改定はないが、最低賃金は3者構成の最低賃金審議会の答申をうけ労働大臣により毎年改定される。
ルクセンブルグ(1944)	S S M（最低賃金月額）は物価スライドする。また、経済と賃金の上昇に合わせて2年に一度見直される。
メキシコ(1917；現在の形になったのは1962)	自動改定はないが、最低賃金は定期的に改定される。
オランダ(1968)	1992年以来、最低賃金は平均賃金の上昇とリンクしているが、生活保護受給の雇用に対する比率（それぞれ、給付年数と労働年数）がある水準を超えた場合、改定を停止することができる。
ニュージーランド（1945；現在の形になったのは1983）	自動改定はないが、労働大臣は水準を毎年見直さなければならない。
ポーランド（1990）	低所得勤労世帯の支出、物価上昇、他の経済的要素を勘案し、計算式に基づき毎年3から4回改定される。
ポルトガル（1974）	インフレーションや景気動向を勘案し、三者構成の審議会で審議した後、法律により毎年改定される。
スペイン（1963；現在の形になったのは1976）	インフレーションや景気動向を勘案し、三者構成の審議会で審議した後、法律により毎年改定される。
トルコ（1971）	他の経済的発展とともに、食料と非食料の最低限のバスケットを購入するコストを勘案し、3者構成の最低賃金審議会を通じて毎年改定される。
アメリカ（1938）	物価や賃金上昇による自動改定はない。

「OECD Employment Outlook, 1998」OECD諸国の最低賃金制度より抜粋

## 諸外国の適用除外、減額措置について

国名、導入された年	除外される労働者	若年労働者の最低賃金(年齢と成人の最低賃金に対する割合)	その他
ベルギー (1975)	公共部門の労働者、見習生、訓練生、授産施設の労働者	20歳 94% ; 19歳 88% ; 18歳 82% ; 17歳 76% ; 17歳未満 70%	
カナダ (女性 : 1918- 1930、 男性 : 1930s-1950s)	見習生、農業従事者、管理的・運営的労働者はしばしば州法により除外	若年者に対する減額は一般的に廃止されている。	
チェコ共和国 (1991)	MWT(Minimum Wage Tariffs)は労働協約によりカバーされない労働者のみに適用。公共部門は別に定められる。	若年成人に対する減額はないが、未成年に対する減額あり	障害者には減額適用。MWTは仕事の複雑さ、責任、肉体的困難性に応じて変わる。
フランス (1950; 現在の形 になったのは 1970)	政府一般職員、障害者(別の規則でカバーされる)	在職6ヶ月未満の労働者について、17歳 90% ; 17歳未満 80%	見習生と訓練生は年齢や訓練の段階に応じて SMIC の 25% から 78%
ギリシャ (1953; 現在の形 になったのは 1990)	民間労働者のみに適用。公共部門は別に政府により定められる。	減額なし	勤続や配偶者の有無により高い最低賃金が適用
ハンガリー (1977; 現在の形 になったのは 1992)	見習生は少なくとも最低賃金の 10%	減額なし	特定の場合には低い最低賃金率が適用されうるが、実際には施行されていない。
日本(1959; 現在の形になったのは 1968)	公務員、見習生、訓練生、障害者、断続的労働従事者、試用期間中の者、短時間労働者	減額なし	
韓国 (1988; 現在の形になったのは 1990)	10人以上の企業のみ適用。見習生、訓練生、試用期間中の者、障害者、断続的労働従事者	在職6ヶ月未満の労働者について、18歳未満 90%	
ルクセンブルグ(1944)	民間労働者にのみ適用	17歳 80% ; 16歳 70% ; 15歳 60%	技能労働者には 20% 高い最低賃金。配偶者の有無、家族構成により最低賃金が変化
メキシコ (1917; 現在の形 になったのは 1962)	適用除外なし	減額なし	それぞれの地域の 88 の職業にはより高い賃金率適用

オランダ (1968)	労働契約のあるすべての労働者に適用。1992年に週13時間未満の労働者にも適用範囲が広がった。	22歳85% ; 21歳72.5% ; 20歳61.5% ; 19歳52.5% ; 18歳45.5% ; 17歳 39.5% ; 16歳34.5% ; 15歳30%	
ニュージーランド (1945 ; 現在の形になったのは1983)	見習生、訓練生、障害者	16～19歳60%	
ポーランド (1990)	適用除外なし	減額なし	
ポルトガル (1974)	軍隊	18歳未満75%	見習生、訓練生、内勤者、障害者には低い最低賃金が適用
スペイン (1963 ; 現在の形になったのは1976)	適用除外なし	18歳未満89%	1998年1月1日以降若年者の減額廃止
トルコ(1971)	見習生	16歳未満85%	1989年8月、農業従事者に低い最低賃金を設定
アメリカ (1938)	役員、管理的・運営的被用者、他の特別の小さな集団	1996年10月より20歳未満の労働者の最初の90日は4.25ドル/時間	ある条件のもと、訓練生に連邦最賃の85%、フルタイムの学生や障害者に低い最低賃金を支払える

資料出所 OECD「Employment Outlook 1998」